

ひとり親家庭サポートセンターとは…

ひとり親家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるとともに、生活指導や就業相談などを総合的に行う県の施設です。

また、一般の方に施設の貸し出しも行います。

センターの管理・運営は、指定管理者制度により一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会が行っています。

就業・自立支援

就業相談・母子家庭等就業支援講習会
無料法律相談・心理相談・生活相談等

日常生活サポート

母子家庭等日常生活支援・生活支援講習会等

一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会とは…

ひとり親家庭及び寡婦の幸せを自分たちの手でつくるために、自主的な活動をする団体として、県連合会のもとに、各市町に母子寡婦福祉会があります。これらの団体では、それぞれ研修会やレクリエーションを行ったり、情報交換や親睦を深める場として、いろいろな活動をしています。

愛称：会全体を「しらゆり会」母子部を「ひまわり会」

*県連合会の事務所は、佐賀県駅北館2階にあります。

利 用 案 内

開館時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後7時
(施設の貸し出し時間 午前9時～午後9時)

休 館 日 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
(ただし、月曜日が国民の祝日に当るときは、その翌日)

指定管理者
一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会

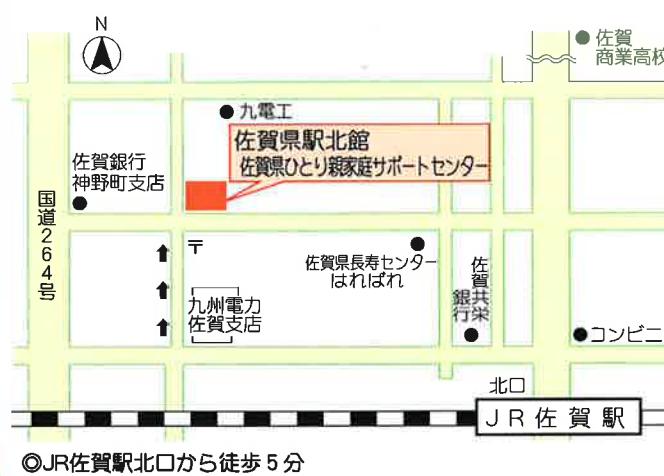
〒840-0804 佐賀市神野東2丁目6番10号
(佐賀県駅北館2階)

T E L 0952-97-9767

F A X 0952-31-8064

E-Mail s.g-yuri@aioros.ocn.ne.jp

U R L <http://sagaboren.com/>



ひとり親家庭を
サポートします

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター



自立支援のために・

I 就業・自立支援をサポートします

就業相談

就業に関する相談を受け付けています。

専門の就業相談員が相談に応じますのでお気軽にご利用ください。

相談は無料、秘密は厳守します。

- 相談日・時間…火～日曜日 10:00～19:00
電話でも相談をお受けします。
※来所の際は、できるだけ事前に予約をしてください。

一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会では、厚生労働省の許可のもとに「[無料職業紹介所](#)」を開設しています。

母子家庭等就業支援講習会

自立・就業へ向けて、無料で技能や資格を取得することができます。ひとり親家庭・寡婦を対象に、訪問介護職員初任者研修及びパソコン講座等を実施しています。
※受講料は無料ですが、教材費等は実費です。

※一時的に保育サービスが必要な場合は

家庭生活支援員が応じます。



科目	定員	時間数
介護職員初任者研修	20人	137時間

無料法律相談・心理相談

家庭紛争、遺産相続、養育費などの法律問題について、弁護士による法律相談を行っています。相談は無料です。

無料法律相談

- 相談日・時間
時 間…毎月第4木曜日 13:00～15:00
※事前に予約をしてください。

無料心理相談

- 生活上の諸問題について専門家による心理相談
時 間…毎月第3金曜日 14:00～16:00
※事前に予約をしてください。

生活相談

生活の中で直面する諸問題や精神的悩み等の相談をお受けします。専門の生活指導員が相談に応じます。

こちらから伺うことも可能です。

- 相談日・時間…火～日曜日 10:00～19:00
電話でも相談をお受けします。
※来所の際は、できるだけ事前に予約をしてください。

II 母子自立支援プログラム事業を実施しています

児童扶養手当受給者の方が、就職のための資格や技能を身につけたり、よりよい仕事に就きたいときなど、プログラム策定員が相談に応じ、ハローワークや母子自立支援員等と連携して、就職・転職のサポートなど、個々の状況にあった支援を行います。

対象者は県内（一部の市を除く）にお住まいで、児童扶養手当を受給している、またはこれから受給することになる母または父（生活保護受給者を除く）です。

III 日常生活をサポートします

母子家庭等日常生活支援

一時的に家事・育児が困難になったとき、家庭生活支援員を派遣します。

母子家庭・父子家庭・寡婦の方で一時的に保育や家事・介護を必要とされる家庭に、家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話や保育を行います。また、家庭生活支援員の自宅や講習会会場などで、子どもさんを預かるサービスをします。

所得により一部負担の場合もあります。

生活支援講習会

母子家庭等の生活安定をはかるために子育て・健康・養育費の手続きなどの講座を県内各地域で開催しています。詳細は、お問い合わせ下さい。

センターの利用

当センターの3Fホール(341m²)及び研修室(38.5m²)が利用できます。
ぜひ、ご利用ください。

その他

交流や生きがいづくりをめざして楽しい催しをしています。

- 佐賀県母子寡婦福祉研修大会
母子父子寡婦福祉の向上及び充実発展をめざして毎年1回開催します。
- 親と子のふれあい研修会
「子育てフェスティマワリ事業」として、親と子が伝承遊び、手工芸、講演、などでふれあい、楽しい一日を過ごします。
- トーク＆トーク
日ごろの悩みを話し合い、交流する催しです。
- 広報紙発行
「さが母連ニュース」を発行しています。



交流ひろば

ひとり親家庭の同じ思いをしている人たちの出会いの場、情報交換の場です。
お気軽にお立ち寄り下さい。